

# 平成31年度事業計画

## 1. 基本方針

現在、国においては少子高齢化による影響が広がっており、単身世帯の増加による社会的孤立、社会的弱者に対する虐待等の権利侵害など、これまでの福祉制度の枠組みだけでは対応しきれない多様な課題が増加しています。本町においてもこうした現状は例外ではなく、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加による地域における人々とのつながりの希薄化、社会的弱者に対する権利擁護の必要性など、福祉を取り巻く環境に関する課題に対して、地域が一体となって取り組んでいくことが求められています。

国では、「生活困窮者自立支援制度」、「子ども・子育て支援制度」、改正介護保険法による「地域包括ケアシステムの深化・推進」など、地域福祉の課題解決に取り組むための福祉施策が展開されています。

このような中、本会としても、各種制度との効果的連携・運用方法を調査研究し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活していけるよう町・関係機関と連携を密にしながら、地域福祉の課題解決及び既存事業の更なる充実に努め各種事業の推進に取り組んで参ります。

## 2. 重点目標

- (1) 福祉サービス利用援助事業の推進
- (2) 地域福祉活動並びに地域福祉サービスの推進
- (3) 在宅福祉サービスの充実
- (4) 高齢者支援・障害者援護の推進
- (5) 災害ボランティアの発掘と育成及び活動の推進
- (6) 福祉教育の推進
- (7) 組織の効率的運営及び透明性の確保

### 3. 実施事業

#### (1) 法人運営事業

事業名等	目的	具体的な実施内容
法人運営事業	本会の円滑な運営のための計画の立案及び進捗の管理を行うとともにその評価をし、より効果的な運営を行う。また、役職員研修会を実施し組織力の向上に努める。	理事会の開催 評議員会の開催 総合企画委員会の開催 会計監査・内部経理監査の実施 理事、評議員、職員研修会
会員募集	本会への理解と普及に努め会費の確保を図る。	自治区連絡協議会総会での会員募集の協力依頼 法人・団体への特別会費の協力依頼
車両管理事業	車両管理を適正に実施する。	ゆうあい号（町受託） 日赤車（町受託） 本会が管理している車両の管理

#### (2) 地域福祉活動推進事業

事業名等	目的	具体的な実施内容
心配ごと相談事業	生活上の悩みの相談に応じ適切な助言を行う。	心配ごと相談員による相談所の運営 心配ごと相談運営委員会の実施 相談員の研修会の実施
弁護士相談事業	弁護士からの助言を受け問題解決に導く。	弁護士相談の実施
人権・行政相談事業（町受託）	行政に関すること、人権に関することへの相談に応じ適切な助言を行う。	何でも相談所の運営
地域福祉活動計画の策定（平成31～32年度）	地域福祉の推進のための実践的な計画として策定する。	生活課題や住民ニーズを把握し、実践部分を担う計画として、町地域福祉計画と一体的に策定する。

事業名等	目的	具体的な実施内容
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）福祉相談室	CSWがどこに相談したらよいかわからない困り事や、公的な制度では対応しにくい問題の相談に応じる。	コミュニティソーシャルワーカー福祉相談室の開設
団体活動助成事業	福祉団体等の活動を支援する。	身体障害者福祉会/手をつなぐ親の会/遺族会/ダイヤモンドクラブ連合会等各種団体の運営協力と活動支援（町受託）
高齢者外出支援サービス事業	外出困難者に対する移動サービスを、住民相互による助け合い活動により実施し、もって社会参加の促進を図る。	利用者の登録及びコース調整 利用者の促進と啓発活動 運転ボランティアの募集発掘 誘導ボランティアの募集発掘 ボランティアと利用者の交流の場づくり 片貝・豊海・作田地区、それぞれ月2回利用可能
地域福祉推進活動事業	在宅介護支援を側面的に支援し、在宅福祉の増進を図る。 地域のふれあい活動に利用。 敬老会を実施することで地域福祉の推進を図る。 引きこもりになりがちの高齢者の支援。	各種用具の貸出及び保全管理  椅子/テント/ポップコーン/綿菓子機の貸出 合同敬老会の開催  地区社会福祉協議会へ会費の一部を助成。
生活支援体制整備事業（協議体）（町受託予定）	生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進する。	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、「定期的な情報の共有・連携強化の場」を設置し、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

事業名等	目 的	具体的な実施内容
日常生活自立支援事業	高齢者や障害者の方が安心して地域で自立した生活を送ることができるように支援する。	日常生活自立支援事業 生活支援員の発掘、育成 権利擁護事業の充実 ケース検討会議の開催 弁護士、司法書士等の紹介 生活支援員研修の実施
地域ぐるみ福祉振興基金	ボランティアの育成	ボランティア活動費の助成
ゆうあい号の貸出	特殊寝台車両を貸し出すことで在宅高齢者並びに障害者等の外出を支援する。	特殊寝台車両の貸出（町受託）
フードドライブ窓口設置事業	破棄されてしまう食材を企業や個人等から引き取り必要としている生活困窮者へ無償で提供する。	食料品の受取窓口の設置 食料品の配送申請 フードドライブの広報啓発
ボランティア活動団体の発掘と育成	ボランティア活動が自主的にできるよう推進を図る。	各ボランティア団体との連絡調整 ボランティア連絡協議会への協力 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練 各種ボランティア講座の開催 ボランティア保険の加入対応
収集事業	資源を再利用し地域でのボランティア活動の啓発を行う。	切手、プルタブ、ペットボトルのキャップの収集を実施 収集ボランティア活動の啓発

(3) 共同募金一般配分金事業

事業名等	目的	具体的な実施内容
老人福祉活動費	生活困窮ひとり暮らし高齢者に配付する月1回の弁当配食サービスを支援する。 世代間交流の場を作り、高齢者の孤独感の解消、生きがいきづくり、健康づくりの推進を図り、自主的運営と活動を支援する。	月1回の弁当を配食し地域での見守り活動をするうえで、生活困窮者の情報収集につなげる。  各地区社協の連絡調整、推進委員の発掘及び研修会への参加を実施するとともに、高齢者の安否確認ゆうあい訪問の実施。
介護機器展	最新の情報を介護者に周知する。	介護福祉機器の展示及び介護相談
障害児福祉活動費	福祉団体等の活動を支援する。	地区社協主催「ふれあいお楽しみ会」に障害者・児が参加できるよう助成。
児童・青少年福祉活動費	ボランティア活動助成	町内各小、中、高等学校及び幼稚園、こども園に助成。
福祉育成・援助活動事業	災害ボランティアの発掘育成  法外援護事業 お楽しみ会への助成  地域福祉推進の協力者に更なる福祉意識の醸成を図る。	自助、共助による防災、減災の体制をつくり、災害についての養成研修を行う。 災害世帯への見舞金の給付。 地区社協へふれあいお楽しみ会開催のための助成。 地域福祉の推進に貢献された方々を表彰するとともに、講演会等を開催する。
共同募金会九十九里町支会への協力	赤い羽根募金活動を実施することで福祉意識の醸成を図る。	高校生や地区社協推進委員による募金活動。

事業名等	目的	具体的な実施内容
広報啓発事業	社会福祉への理解と協力を得るためのPR活動を実施する。	社協だよりの発行 ホームページの管理充実 社協活動チラシの発行 地区社協発行広報紙作りの支援 フェイスブックによる広報

(4) 歳末配分金事業

事業名等	目的	具体的な実施内容
歳末募金活動への協力	募金活動を実施することで福祉に関する関心を高める。	小・中学生と地区社協推進委員による街頭募金運動の実施。
歳末たすけあい配分事業	生活困窮者へ配分金の配付。	民生委員を通じて在宅障害児(者)、要保護児童、ひとり暮らし高齢者、寝たきりの方、被保護要援護世帯、交通遺児母子父子家庭等に援護金を配付。
福祉車両の貸出	福祉車両を貸し出すことで、社会参加を促進し、福祉の向上を図る。	町内在住で、車イスにより移動が必要な方等を対象にスロープ付き軽ワゴン車を貸出。
子育て応援事業	少子化が進む中で、子どもの誕生を祝い、子育ての一助として、ベビー用品等を贈呈すると同時に、社協の各種事業を周知することにより、地域福祉の推進を図る。	町内居住で本町に出生の届出をした出産後1年以内の乳児(保護者)に、ベビー用品(バッグ、紙おむつ等)を贈呈。

(5) 資金貸付事業

事業名等	目的	具体的な実施内容
福祉資金貸付事業 (町福祉資金)	低所得者、障害者または高齢者に対して、資金の貸付を行うことで世帯の経済的自立や生活の安定を図る。	町内に居住する低所得世帯を主な対象者として資金の貸付を実施。
生活福祉資金貸付事業(県社協受託事業)  (高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金)	低所得者、障害者または高齢者に対して、資金の貸付を行うことで世帯の経済的自立や生活の安定を図る。	貸付の対応及び相談助言 対象者との面接及び調査 借入申込書等必要書類の確認及び整備 担当民生委員との連携 関係各機関との連携 滞納者に対する督促など償還を促す。  (滞納者に対する督促など償還を促す)

(6) 受託事業等の運営管理

事業名等	目的	具体的な実施内容
日本赤十字社九十九里町分区事業 (町受託)	赤十字思想の普及と事業の推進を図る。	赤十字社資募集活動 赤十字法人社資募集 赤十字奉仕団員の発掘と育成

(7) 指定管理事業

事業名等	目的	具体的な実施内容
福祉作業所 (町指定管理：平成30年4月1日～平成35年3月31日)	福祉作業所の指定管理を行い利用者の福祉向上と社会参加の促進に努める。	福祉作業所の適正運営 利用者の自立促進 利用者の健康管理 関係各機関との連絡調整

(8) 公益事業

事業名等	目 的	具体的な実施内容
シルバー人材センター事業 (町受託)	高齢者へ就業の場を提供することで健康維持及び生きがいを担う。	シルバー人材センターの運営 会員と顧客の確保 会員研修会の開催 運営委員会の開催 安全就業の徹底



#### 4. 月別事業計画

月	事業名
4	日常生活自立支援事業各種契約
	各種顧客契約
	その他各種契約及び報告物
	社会福祉協議会会費納入依頼及びチラシ回覧
	共同募金運動依頼及び歳末たすけあい募金依頼
	各地区社会福祉協議会役員会、理事会
	各種団体役員会
	福祉作業所保護者会
	片貝・作田地区社会福祉協議会総会
	護国神社春季大祭
5	日赤社資募集依頼
	各種団体総会（ダイヤモンドクラブ・手をつなぐ親の会・身体障害者福社会等）
	グラウンドゴルフ大会（ダイヤモンドクラブ）中旬
	会計監査
	豊海地区社会福祉協議会総会
	フードドライブ
	千葉県障害者スポーツ大会（身体障害者福社会）
	協議体の開催
6	一日赤十字開催（赤十字奉仕団）
	理事会（事業報告、決算）
	評議員会（事業報告、決算、理事・監事の選任）
	理事会（会長・副会長の選定、顧問の選任）

月	事業名
7	社協だより発行
	歳末たすけあい配分委員会
	早朝海岸清掃 (ボランティア連絡協議会)
	日赤法人社資募集 (7月～10月)
8	役職員研修会
	協議体の開催
	ボランティア養成講座
9	福祉作業所消防訓練及び保護者引渡し訓練
	早朝きどう道清掃 (ボランティア連絡協議会)
	町防災訓練参加協力 (赤十字奉仕団炊出し協力)
	山武地区身体障害者スポーツレクリエーション大会
	カラオケ大会 (ダイヤモンドクラブ)
	お楽しみ演芸会 (ダイヤモンドクラブ)
	フードドライブ
10	社協だより発行
	共同募金運動 (10月1日～3月31日)
	協議体の開催
	敬老祭
	救急法フェスタ2019
	福祉作業所保護者会
	県作品展 (身体障害者福祉会)
	護国神社秋季大祭
	町民体育祭 (ダイヤモンドクラブ)
	シルバー人材センター 安全委員会
11	福祉まつり (3日) (共同募金街頭活動 役員及び九高生)
	千葉県社会福祉大会
	グラウンドゴルフ大会 (ダイヤモンドクラブ) 中旬

月	事業名
1 2	片貝・作田地区社会福祉協議会「ふれあいお楽しみ会」
	豊海地区社会福祉協議会「ふれあいお楽しみ会」
	歳末たすけあい募金運動（12月1日～12月31日）
	歳末街頭募金活動（推進委員及び町内小学生・中学生）
	共同募金箱設置協力店の募金回収
	歳末配分委員会
	在宅重度障害者慰問品配布（身体障害者福祉会）
1	社会福祉協議会特別会員・賛助会員募集依頼
	シルバー人材センター 会員研修会
	新春街頭募金運動
	千葉県ボランティアのつどい
	フードドライブ
2	災害ボランティアセンター立ち上げ訓練
	シルバー人材センター 安全委員会
3	社協だより発行
	シルバー人材センター 運営委員会
	理事会（事業計画、予算）
	評議員会（事業計画、予算）
	心配ごと相談所運営委員会
	日常生活自立支援事業生活支援員連絡会議
	受注金滞納者整理（シルバー人材センター）
	会員継続意思確認（シルバー人材センター）

事 業 名	
	《随時実施及び開催》
心配ごと相談所の開設	毎月第4水曜日 (10:00~15:00)
何でも相談所の開設	毎月第2火曜日 (10:00~15:00)
弁護士相談所の開設	毎月第3水曜日 (要予約) (13:00~16:00)
コミュニティソーシャルワーカー福祉相談室の開設 (随時)	
シルバー人材センター業務の充実 (会員及び受注の確保)	
高齢者外出支援サービス事業	毎月第2・3・4火曜日・金曜日実施
日常生活自立支援事業契約締結審査会 (毎月第3火曜日)	
福祉サービス利用援助相談 (随時)	
各種生活福祉資金の貸付相談 (随時)	
各種介護機器及び福祉車両の貸出 (随時)	
高齢者疑似体験セットの貸出 (随時)	
各種イベント機器等の貸出 (随時)	
なかよしサロン【片貝地区】 (毎月第2土曜日)	
なかよしサロン【作田地区】 (毎月第3月曜日)	
いきいきサロン【豊海地区】 (毎月第4土曜日)	
プルタブ、古切手、ペットボトルキャップの収集 (随時)	
ホームページの更新 (随時)	
福祉作業所避難訓練の実施 (毎週火曜日)	
子育て応援事業 (随時)	
各種福祉団体支援事業 (随時)	
福祉教育推進事業 (随時)	
フェイスブックによる情報発信 (随時)	
日常生活自立支援事業評価判定ガイドライン (随時)	
地域福祉活動計画の策定 (随時)	

【九十九里町社会福祉協議会】

## 生活支援体制整備事業（コーディネーター・協議体）計画

### 1 目的及び位置づけ

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加している中で、生活支援の必要性が増加しています。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要となります。

高齢者の介護予防が求められており、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながると考えられます。現役時代の能力を活かした活動、趣味活動、ボランティア活動等、高齢者の社会参加が生活支援の担い手となり得るものです。

また、多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりが不可欠といえます。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」の配置及び多様な関係主体間の定期的な情報共有、連携・協働による取組を推進する「協議体」の設置が介護保険法の地域支援事業に位置づけられました。

### 2 生活支援体制整備事業

#### ① 生活支援コーディネーターの配置

町が定める活動区域ごとに、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

#### 【役割】

- ・生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発
- ・サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築
- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング

#### ② 協議体の設置

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、町が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進します。

## 【役割】

- ・コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズの把握、情報の見える化の推進
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場
- ・情報交換の場、働きかけの場

(例)

- ・地域の課題についての問題提起
- ・課題に対する取組の具体的協力依頼
- ・他団体の参加依頼（A団体単独では不可能なこともB団体が協力することで可能になることもある）

## 【設置主体】

町

## 【構成団体等】

町、地域包括支援センター、コーディネーター、社会福祉法人、社会福祉協議会、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等

## ◎協議体

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア・民間企業・社会福祉法人・社会福祉協議会・協働組合・介護サービス事業者等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築が求められます。

## 生活支援・介護予防サービス

- ・地域サロンの開催
- ・見守り（配食含む）、安否確認
- ・外出支援
- ・趣味活動（老人クラブ活動等）
- ・健康づくり活動、地域活動
- ・ボランティア活動
- ・権利擁護（すまいる）
- ・家事支援
- ・介護者支援

現在、社協で実施。

このように、生活支援・介護予防サービスの多くと社会福祉協議会がかかわりを持っていることや地区社会福祉協議会・ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等の各種団体と連携・協働を図っていることから、社会福祉協議会が「協議体」の運営を受託することにより、この「協議体」を円滑に推進していくことが可能になると考えられます。

## 協議体 事業計画

年度	事業内容
30	<p><b>協議体の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議体設置初年度は、主に制度及び事業概要の調査研究を行うとともに、関係主体へ周知を図る。</li> <li>・協議体は、当面、「町・地域包括支援センター・社会福祉協議会」で構成することとし、必要に応じて、適宜、関係主体を加え体制を整える。</li> </ul>
31	<p><b>生活支援コーディネーターの配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターは、当面配置せず、協議体を運営していく中で、関係主体の中から適任者を充てる。</li> </ul> <p><b>協議体の運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議体設置2年度目も、引き続き制度及び事業概要の調査研究を行うとともに、関係主体へ周知を図る。</li> </ul> <p><b>第1回 協議体の開催(町内デイサービス事業者を含む。)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活支援・介護予防の体制整備における生活支援コーディネーター・協議体の役割について</li> <li>(2) 介護予防・日常生活支援総合事業について</li> </ol> <p><b>第2回 協議体の開催(町内デイサービス事業者を含む。)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活支援サービスに係る資源の把握について 平成29年度に町が実施した「介護予防・日常生活ニーズ調査」結果を活用し、住民ニーズと地域資源の把握に努める。</li> <li>(2) 社協が実施している「高齢者外出支援サービス事業」について 住民ニーズ及び社協が実施している本事業(資源)について検討し、協力体制及び事業拡充について調査研究を行う。</li> </ol> <p><b>第3回 協議体の開催</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の具体化について</li> <li>(2) 平成32年度協議体運営スケジュールについて</li> </ol>
32	<p>協議体設置3年度目以降は、関係主体間において、情報共有及び連携・協働による取組を推進する。</p> <p><b>第1回 協議体の開催</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議体の体制整備について</li> <li>(2) 生活支援サービスに係る資源の把握について 平成31年度に町が実施した「介護予防・日常生活ニーズ調査」結果を活用し、新たな住民ニーズと地域資源の把握に努める。</li> </ol> <p><b>第2回 協議体の開催</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活支援サービスに係る資源開発について 「介護予防・日常生活ニーズ調査」結果を基に、新たな地域資源の可能性について調査研究を行う。</li> </ol> <p><b>第3回 協議体の開催</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成33年度協議体運営スケジュールについて</li> </ol>

